

チェコの法制度の概要

遠藤 誠¹

I はじめに

チェコ共和国（チェコ語では「**Česká republika**」。以下「チェコ」という）は、中欧の共和制国家である。公用語はチェコ語である。チェコスロバキア社会主義共和国（1960年に成立）の時代に生じた「プラハの春」（1968年）はワルシャワ条約機構軍により鎮圧されたが、1989年の民主革命（「ビロード革命」）によって共産党政権は崩壊した。1990年に複数政党制による自由選挙が行われた後、連邦を平和的に解体してチェコとスロバキアを分離することが合意された（「ビロード離婚」）。その結果、1993年1月1日に、チェコとスロバキアはそれぞれ独立国家となった²。

チェコの法制度は、いわゆる「大陸法系」に属し、成文法を法体系の中心に置くものである。これは、以下のような歴史的要因に基づく。

チェコは、かつてオーストリア・ハンガリー二重帝国の支配下にあった。その頃、チェコはオーストリアの支配下であり、オーストリア法が適用された。例えば、1811年のオーストリア民法典は、その後140年間にわたりチェコでも基本的に効力を有していた。他方、スロバキアはハンガリーの支配下であり、ハンガリー法が適用された³。

また、チェコの法制度は、歴史的にドイツ法の影響を受け続けてきたほか、社会主義体制下においてはソ連法の影響を受けた。そして最近では、EU法の影響を強く受けるようになっている。このように、チェコの法制度は、各時代において、様々な形で国外の法制度の影響を受けてきたということが、特徴的であるといえる。

II 憲法

チェコの憲法秩序は、「憲法」のほか、「自由及び基本権憲章」、「チェコ共和国の安全保障に関する憲法的法律」等により構成されている。

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）。BLJ法律事務所（<http://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² ちなみに、チェコ、スロバキア、ポーランド及びハンガリーの中欧4か国は、ヴィシエグラード・グループ（ヴィシエグラード4か国とも呼ばれる。略称は「V4」）という地域協力機構を形成している。

³ 鈴木輝二著「東欧法入門5 チェコスロバキア」（『国際商事法務 Vol.10, No.12』（国際商事法研究所、1982年）所収）812・813頁。

全 113 条からなる憲法は、1993 年に施行された。施行後、2013 年 3 月までの間に、計 8 回の改正を経ている。

憲法の主な体系は、表 1 のとおりである。

表 1：チェコ憲法の主な体系⁴

前文		
第 1 章 基本規定		第 1 条～第 14 条
第 2 章 立法権		第 15 条～第 53 条
第 3 章 行政権	第 1 節 大統領	第 54 条～第 66 条
	第 2 節 内閣	第 67 条～第 80 条
第 4 章 司法権	第 1 節 総則	第 81 条・第 82 条
	第 2 節 憲法裁判所	第 83 条～第 89 条
	第 3 節 裁判所	第 90 条～第 96 条
第 5 章 最高監査院		第 97 条
第 6 章 チェコ国立銀行		第 98 条
第 7 章 地方自治体		第 99 条～第 105 条
第 8 章 経過規定及び最終規定		第 106 条～第 113 条

1 統治機構

(1) 大統領

大統領は、チェコの元首である（54 条 1 項）。2012 年の憲法改正により、大統領は、国民投票により直接選出されることとなった（54 条 2 項）。任期は宣誓日から 5 年であり（55 条）、3 選は禁止される（57 条 2 項）。大統領の権限は、①総理大臣等の内閣の構成員を任免し、辞職を受理し、内閣を罷免し、及び総辞職を受理すること、②下院を召集、解散すること、③憲法裁判所の裁判官等を任命すること、④最高裁判所裁判官の中から長官及び副長官を任命すること、⑤議会が可決した法律を議会に差し戻すこと等（62 条）のほか、⑥対外的に国家を代表すること、⑦軍の最高司令官となること等が挙げられる（63 条 1 項）。但し、63 条 1 項に列挙された事項の大統領の決定については、総理大臣又は内閣の構成員の副署がなければ、効力を生じない（63 条 3 項）等、実質的には大統領の権限はあまり強くなく、儀礼的、名目的なものに過ぎなくなっているといえる⁵。

⁴ 表の作成及び本稿における条文の引用にあたっては、「チェコ共和国憲法等（仮訳）」（『衆議院欧州各国憲法及び国民投票制度調査議員団報告書』（衆議院、2013 年）所収）291～301 頁等を参照した。英語の条文は、下記ウェブサイトに掲載されている。
<http://www.psp.cz/cgi-bin/eng/docs/laws/1993/1.html>

⁵ 前掲『衆議院欧州各国憲法及び国民投票制度調査議員団報告書』137 頁。

(2) 内閣

内閣は、行政権の最高機関であり（67条1項）、総理大臣、副総理大臣及び大臣で構成される（同条2項）。大統領は、総理大臣を任命し、また、総理大臣の提案に基づきその他の内閣の構成員を任命する（68条2項）。

チェコ憲法は、議院内閣制を採用している。即ち、内閣は、下院に対して責任を負い（68条1項）、任命後30日以内に下院で所信表明演説を行い、信任決議を得なければならない（68条3項・4項）。また、下院が内閣不信任決議をした場合、内閣は総辞職しなければならない（72条1項、73条2項）等の内容が規定されている。

(3) 議会

立法権を有する議会は、下院及び上院から構成される二院制を採用している（15条）。下院議員（200名。比例代表選挙により選出）の任期は4年で、上院議員（81名。小選挙区選挙により選出。2年ごとに3分の1ずつ改選）の任期は6年である（16条、18条）。

チェコ憲法は、下院の優位性について規定している。例えば、法律案は先に下院に提出されなければならない（41条1項、45条）、上院が法律案を否決しても、下院は、その再議決により法律として成立させることができる（47条）こととされている。

(4) 司法

司法権は、独立した裁判所が行使する（81条）。司法権を行使する裁判所の種類としては、最高裁判所、最高行政裁判所、高等裁判所、地方裁判所及び地区裁判所がある（91条1項）。

裁判官は、大統領により任命される（93条1項）。裁判官が裁判において判断を行うに際しては、法律及び国際条約にのみ拘束され、他の法令が法律又は国際条約に適合するか否かを判断することができる（95条1項）。また、裁判官は、ある法律が憲法秩序に反すると考えるときは、当該事件を憲法裁判所に移送することができる（95条2項）。

(5) 憲法裁判所

憲法裁判所は、憲法秩序を擁護する機関であり（83条）、任期10年の裁判官15名で構成される（84条1項）。チェコの憲法では、憲法裁判所は、通常の司法裁判所の体系とは別の独立した機関として位置付けられている。憲法裁判所の権限としては、①憲法秩序に反する法令又はその条項を無効とする決定、②憲法秩序又は法律に反する規則又はその条項を無効とする決定、③基本的人権を侵害する公的機関の関与等に対する異議申立てに係る決定等がある（87条）。憲法裁判所は、ブルノ市に置かれている。

(6) 最高監査院

最高監査院は、国家財産の管理及び予算の執行を監査する独立の機関である（97条1項）。最高監査院の長官及び副長官は、下院議長の指名に基づき、大統領が任命する（97条2項）。

2 人権

チェコでは、人権については、憲法自体にはわずかしか規定されておらず、むしろ、「憲法秩序の不可分な一部」(3条)とされる「自由及び基本権憲章」(1991年1月9日制定)において、詳細な人権カタログが規定されている。

表2: 「自由及び基本権憲章」の主な体系⁶

前文		
第1章 総則		第1条～第4条
第2章 人権及び基礎的自由	第1節 基本的人権及び自由	第5条～第16条
	第2節 政治的権利	第17条～第23条
第3章 少数外国人及び少数民族の権利		第24条～第25条
第4章 経済的、社会的及び文化的権利		第26条～第35条
第5章 司法上の保護その他の法律上の保護を求める権利		第36条～第40条
第6章 共通規定		第41条～第44条

「自由及び基本権憲章」は全44条からなっており、日本国憲法で規定されているような人権は、ほぼ同様に保証されているといえる。

チェコ憲法の中で特徴的な規定としては、例えば、以下のものが挙げられる。

- ① 少数民族に属する国民の権利に関する24条及び25条は、例えば、その言語により教育を受ける権利、公的関係においてその言語を使用する権利、少数民族に係る問題の解決に参加する権利を明記している⁷。
- ② 子どもの権利に関する32条は、例えば、嫡出であると否とを問わず、平等の権利を享受することを明記している。

3 安全保障

チェコの憲法は、安全保障について詳細な規定を置いており、とくに、個別的自衛権だけでなく、集団的自衛権を明記していることが注目される⁸。

即ち、チェコが武力攻撃を受けたとき又は侵略行為に対し共同防衛に関する国際条約上の義務を果たす必要があるときは、議会は、宣戦布告を決定し(43条1項)、①チェコの領域外へのチェコ軍の派遣、②他国の軍隊のチェコでの駐留を承認する(43条3項)。これら

⁶ 前掲「チェコ共和国憲法等(仮訳)」(『衆議院欧州各国憲法及び国民投票制度調査議員団報告書』(衆議院、2013年)所収)302～307頁。

⁷ チェコの少数民族としては、モラヴィア人(約4%)、スロバキア人(約2%)等がいる。

⁸ チェコは、1999年にNATOに加盟した。

の事項の議決には、下院と上院それぞれの総議員の過半数の同意が必要である(39条3項)。そして、内閣は、①チェコの領域外へのチェコ軍の派遣、②他国の軍隊の60日以内のチェコでの駐留、③他国の軍隊によるチェコの領土又は領空の通過、④チェコの領域外における軍事演習へのチェコ軍の参加及びチェコの領域内における軍事演習への他国の軍隊の参加について、決定を行う(43条4項・5項)。

また、「チェコ共和国の安全保障に関する憲法的法律」⁹⁾には、国防に従事する義務(3条2項)、徴兵制(3条)、非常事態(5条～6条)、国家緊急事態(7条)及び国家安全保障会議(9条)等に関する規定が置かれている。

4 憲法改正

チェコ憲法によると、憲法的法律によってのみ、憲法の補充及び改正が可能である(9条1項)。憲法的法律によって憲法を改正するためには、下院の総議員の5分の3以上の賛成、及び上院の出席議員の5分の3以上の賛成を必要とする(39条4項)。

憲法改正の限界として、「民主的法治国家としての基本属性」は、変更することができないこととされている(9条2項)。

5 法令及び判決例

チェコの法体系は、段階構造(下位の法規範は上位の法規範に適合していること)が採られている。即ち、最上位の法規範である憲法、憲法的法律、法律、政令、規則等がある。憲法的法律とは、「憲法に規定がある国家の組織・活動及び国民の自由・権利の基本事項に係る法律」をいう¹⁰⁾。政令は、内閣が制定することができ(78条)、規則は、各省及びその他の行政庁が制定することができる(79条1項)。

上記のものほかに、国際条約やEU規則等があり、これらは、チェコ国内の法令に優越する。チェコの2012年に制定された国際私法は、国際条約の優位性及びEU規則のチェコ国内への直接適用可能性を明記している¹¹⁾。

裁判所の判決には、いわゆる先例拘束性は無いが、過去の判決例は論拠として事実上の影響力を有する。

6 欧州連合(EU)との関係

1993年の独立後、「欧州への回帰」を目指してきたチェコは、EU加盟の是非を国民に問うため、2002年に、「チェコ共和国のEU加盟についての国民投票に関する憲法的法律」を制定した。そして、2003年6月に実施された国民投票での賛成の結果を受けて、2004年5

⁹⁾ 前掲『衆議院欧州各国憲法及び国民投票制度調査議員団報告書』308～309頁。

¹⁰⁾ 前掲『衆議院欧州各国憲法及び国民投票制度調査議員団報告書』134頁。

¹¹⁾ <http://www.czechlegislation.com/en/civil-and-commercial-law>

月、EUに加盟した¹²。

また、2009年11月にはチェコがEU新基本条約（リスボン条約）を批准したことにより、同年12月に同条約が発効した。

なお、チェコの現在の通貨はコルナ（CZK）であり、いまだにユーロは導入していない。

Ⅲ 民法

前述したとおり、チェコでは、1811年のオーストリア民法典（ABGB）が、その後140年間にわたり基本的に効力を有していた。チェコスロバキアとしての初めての統一民法典は、1950年に採択され、1951年から施行された。それまでは、チェコとスロバキアでそれぞれの歴史的経緯に基づいて形成された法制度が存在していたが、ここに、チェコスロバキアとしての初めての統一的な民法典が成立したことになる。その後、1964年には、民法典、経済法典及び国際取引法典が相次いで制定されたが、このようなチェコスロバキアの法制度は、当時の他の東欧諸国の立法政策に大きな影響を与えた¹³。

その後、ビロード革命、ビロード離婚等を経てチェコの置かれた状況が大きく変化したことから、民法典等の改正が目指されてきた。そして遂に、2012年に、新しい民法典が制定され、2014年1月1日から施行されている。新しい民法典は、「第1章 総則」、「第2章 家族法」、「第3章 絶対的財産権」、「第4章 相対的財産権」、「第5章 共通の、暫定的及び最終的規定」の全5章、全3081条から構成されている¹⁴。

民法の2012年改正では、①建物と土地は法的に一体のものともみなされることになった。その結果、両者を分離して譲渡することは、今後は認められなくなる。改正前からの建物又は土地のいずれかの所有者がその物の所有権を第三者に譲渡しようとする場合、もう1つの物の所有者は、上記の物の優先交渉権を有する。また、②物品の購入又は役務の提供に係る債務の支払期限は、原則として、請求又は物品若しくは役務の受領後30日とされることとなった。また、当事者の合意により60日までは延長できるが、それより長くすることは、合理的理由がある場合のみ、認められる¹⁵。

Ⅳ 商法・会社法

前記の新しい民法典と同様に、商法についても2012年に大きな改正が行われた。その際、会社法が商法の一部に代わる形で新たに制定された。これにより、①従来、企業グループ内

¹² 前掲『衆議院欧州各国憲法及び国民投票制度調査議員団報告書』151頁。

¹³ 鈴木・前掲書813頁。

¹⁴ 2012年改正の民法典の英訳は、下記ウェブサイトに掲載されている。

<http://www.czechlegislation.com/en/89-2012-sb>

¹⁵ 「ロシア・CIS・中東欧ニュースレター 2013年4月号」（Deloitte、2013年）4頁。

において、資本金の 10%を超える額の取引を行うには、裁判所の選任した専門家により評価額で取引する必要があったが、今回の改正により、有限会社では上記の規制が撤廃され、株式会社でも企業の選任した専門家による評価で足りることになった。また、②有限会社の設立に必要な最低資本金が、従来の 20 万コルナから 1 コルナに引き下げられ、事実上、最低資本金制度は撤廃された¹⁶。

現在、チェコで設立が認められている主な会社は、表 3 のとおりである。

表 3：チェコで設立が認められている主な会社

名称	チェコ語 (略称)	説明
有限会社	SPOLEČNOST S RUČENÍM OMEZENÝM (s.r.o.)	出資の金額を限度とする有限の間接責任を負う社員のみからなる会社。最低資本金は 1 コルナ。取締役会及び監査役会の設置は任意。主に中小企業に利用される。
株式会社	AKCIOVÁ SPOLEČNOST (a.s.)	株主が株式の引受価額を限度とする有限の出資義務のみを負う会社。最低資本金は 2,000,000 コルナ。取締役会及び監査役会を設置するか、法定取締役及び管理委員会を設置するかを選択できる。主に大企業に利用される。

外国法人は、チェコ国内に登録した支店又は現地法人 (子会社) を設立することにより、チェコ国内で事業活動を行うことができる。支店は、チェコ法人ではなく、外国法人の一部であり、外国法人自身が責任を負う。

有限会社は、中小企業に多い形態である。有限会社の機関については、取締役会も監査役会も設置する必要がない等、簡易なものとなっている。選任された 1 名以上の法的経営責任者が、会社の代表者として業務を執行する¹⁷。

株式会社は、主に大企業に利用される。株式会社の機関については、従来は、株式会社の機関として、取締役会及び監査役会を設置することを要するものとされていた。しかし、2012 年改正により、上記のように取締役会及び監査役会を設置する形態だけでなく、法定取締役及び管理委員会を設置する形態も認められるようになり、いずれかを選択できることとなった。上記の管理委員会は、従来の取締役会及び監査役会の機能を果たし、法定取締役を任命することも、管理委員長が兼任することも可能である。このような新たな形態により経営の簡素化を図ることができるようになり、選択の範囲が広がった¹⁸。なお、2012 年

¹⁶ 前掲「ロシア・CIS・中東欧ニュースレター 2013 年 4 月号」5 頁。

¹⁷ 「CXECH INVEST」(<http://www.czechinvest.org/jp>) のウェブサイトに掲載されている「22. 会社設立について」を参照。

¹⁸ 「新会社法が施行、1 コルナで有限会社が設立可能に 一公証人による法人登記で所要

改正によっても、株式会社の最低資本金が 2,000,000 コルナである点については変更されなかった。

また、会社設立時の法人登記について、従来は、裁判所のみが登記可能とされていたため、長い時間がかかっていたが、「法人、個人の公的登記に関する法律」の改正により、公証人が公証印を押捺することで登記可能となったことから、登記完了までの所要時間が 24 時間程度に大幅に短縮された¹⁹。

V 民事訴訟法

チェコでは、基本的に三審制が採用されている。チェコの最高裁判所は、ブルノ市に 1 か所設置されている²⁰。高等裁判所は、国土の西半分（ボヘミア地方）を管轄するものがプラハ市に 1 か所、国土の東半分（モラヴィア地方）を管轄するものがオロモウツ市に 1 か所、それぞれ設置されている。その他、地方裁判所及び地区裁判所が、チェコ全域に数多く設置されている²¹。

チェコの民事訴訟法制度の下では、裁判所に対して証拠を提出することは、当事者の責任である。チェコでは、民事訴訟手続全体を通じて、集中審理の原則が適用される。よって、事実の主張及び証拠の提出は、原則として、第一回口頭弁論時までに行わなければならない²²。チェコの民事訴訟は、EU 加盟交渉中は、訴訟遅延が大きな問題となっていたが、2009 年頃には、平均で 1 年以内に終了するまでに改善した²³。

最近、チェコの民事訴訟法典は大幅に改正され、2014 年 1 月 1 日から施行されている。

チェコの 2012 年に制定された国際私法は、国境を跨ぐ紛争につき、どの国の法が適用され、どの裁判所が管轄を有するかを規定している。同法は、過去の基準と比べ、外国人の国籍よりも常居所地に重点を置いている。また、同法は、チェコでの訴訟における外国人の地位のほか、外国との司法共助及び外国裁判所の判決の承認・執行についても規定を置いている。さらに、外国の法律、判決及び裁定がチェコの公序に反する場合には、それらの効力を否定することについても規定が置かれた²⁴。

VI 刑事法

時間も短縮—（チェコ）」（日本貿易振興機構、2014 年 1 月 21 日）。

<http://www.jetro.go.jp/biznews/52d8e5535d430>

¹⁹ 同前。

²⁰ 最高行政裁判所も、最高裁判所と同様に、ブルノ市に 1 か所設置されている。

²¹ 大場佐和子著「EU・Conditionality《加盟条件》がチェコの司法制度へ与えた影響」（『神戸法学雑誌 62 巻 1・2 号』（神戸法学会、2012 年）所収）274～275 頁。

²² 『チェコにおける知的財産権利行使マニュアル』（日本貿易振興機構デュッセルドルフ事務所、2012 年）22 頁。

²³ 大場・前掲書 281～282 頁。

²⁴ <http://www.czechlegislation.com/en/civil-and-commercial-law>

チェコの新しい刑法は、2009年に制定され、2010年1月1日から施行された。この新しい刑法の起草の際には、最後の手段性、遡及処罰の禁止、責任主義及び比例の原則といった民主化後のチェコで一般的に認められている基本原理が基礎に据えられた。犯罪は、軽罪（全ての過失犯、及び最高限が3年以下の自由剥奪刑の故意犯）と重罪（軽罪以外の全ての犯罪）に分けられる。そして、重罪のうち、最高限が10年以上の自由剥奪刑の故意犯のことを、「特に重い犯罪」という（14条）。それぞれの種類に応じて、刑罰及び刑事手続が異なるものとされている²⁵。チェコの刑法においては、日本の刑法学で一般に議論されていると同様の法的概念（例えば、事実の錯誤、法律の錯誤、違法性阻却事由等）が用いられており（これはドイツ法やオーストリア法の影響と思われる）、日本の刑法を学んだ者にとっては理解しやすいと思われる。

チェコにおける刑事訴訟手続は、①何人かの告訴状により、又は②警察若しくは検察の職権により、開始される。しかし、事件の処理を決定するのは、警察及び検察である。従来、刑事責任を負う者は個人に限定されていたが、近時、一部の犯罪について、法人の刑事責任が導入された。証拠調べの開始前であれば、被害者は、刑事訴訟手続に参加し、犯罪者に対して損害賠償請求をすることができる。証拠調べの開始後は、被害者は、刑事訴訟手続に参加して損害賠償請求をすることはできなくなるが、民事訴訟を提起して損害賠償請求をすることは可能である。刑事裁判所の管轄については、1961年制定の刑事司法手続法に規定されている。刑事訴訟は、事件の内容等により、単独又は3名の裁判官によって審理される²⁶。

VII 参考資料

以上、チェコ法の概要を簡単に紹介してきたが、チェコ法については、ドイツ法、フランス法及びイギリス法と比べると、日本語の文献・論文等が圧倒的に少ない。

チェコ法全般の日本語による概説書は残念ながら現在のところ存在しないが、各法分野において、脚注に掲げた文献が参考となろう。また、英語による情報源及び調査方法等については、「Globalex」というウェブサイトの中の「UPDATE: An Introduction to the Czech Legal System and Legal Resources Online」²⁷等が参考になる。また、「Czech Legislation」というウェブサイト²⁸には、チェコの主要な法令の解説や英訳等が掲載されている。

²⁵ 若尾岳志著「チェコ共和国新刑法典（資料・試訳）」（『獨協法学 第83号』（獨協大学法学会、2011年）所収）132頁、135頁。

²⁶ 前掲『チェコにおける知的財産権利行使マニュアル』34～38頁。

²⁷ http://www.nyulawglobal.org/globalex/czech_republic1.htm

²⁸ <http://www.czechlegislation.com/en>

※ 初出：『国際商事法務 Vol.42 No.4』（国際商事法研究所、2014年、原題は「世界の法制度〔欧州編〕第19回 チェコ」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。